

【厚生労働大臣の定める揭示事項】

1 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 関東信越厚生局への届出事項

(1) 基本診療料の施設基準に係る届出

小児科外来診療料 夜間・早朝加算 明細書発行体制等加算
在宅時医学総合管理料 施設入居児頭医学総合管理料
遠隔モニタリング加算 (CPAP) 医療 DX 推進体制整備加算
情報通信機器を用いた診療に係る基準 外来感染症対策向上加算

(2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

在宅支援診療所 (3) がん治療連携指導料

3 当院は地域におけるかかりつけ医として

健康診断結果などの健康管理に関わる相談、
保健福祉サービス（介護保険など）に関する相談、
夜間、休日の問い合わせへの対応を行っています。

【個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について】

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の明細書を発行することといたしました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を発行することができます。発行を希望される方は、その旨お申し付けください。

【一般名処方加算について】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を記載するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご不明な点などがありましたらご相談ください。

【医療情報取得加算について】

当院はマイナ保険証によるオンライン資格確認を行う体制を整えています。
患者様の薬剤情報、特定健診の結果など必要な情報を取得、活用した診療を行っています。

正確な情報を取得、活用するためマイナ保険証の利用をお願いいたします。

【情報通信機器を用いた診療】

当院では情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を行う体制を整えています。

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行っています。

対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められており、当院では対面診療へ切り替える体制も整えています。

初診では急性疾患（急な発熱、腹痛など）、向精神薬の診療、処方できません。

【医療 DX 推進体制整備加算について】

当院は診療報酬のオンライン請求を行っています。

オンライン資格確認を行う体制を有し、オンライン資格確認により取得した保険情報、診療情報、薬剤情報を活用して診療を行っています。

電子カルテ情報共有サービスに参加（令和 7 年度予定）し、電子処方箋導入（令和 6 年 10 月予定）を進めています。

【生活習慣病管理料Ⅱについて】

令和 6 年 6 月 1 日に診療報酬改定が改定されます。高血圧症、脂質異常症、糖尿病のいずれかを主病とする患者様は生活習慣病管理料に移行します。初回のみ療養計画書に署名をいただくようになりました。当院では患者さんの状態に応じ、28 日以上長期処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することが可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断いたします。

【外来感染対策向上加算について】

当院では月 1 回外来感染対策向上加算を算定しております。

院内感染管理者である院長が中心となり、標準的感染予防策に従い院内感染対策を推進します。感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応します。抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、それに沿って院内感染対策を推進していきます。

感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、必要に応じて情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

【発熱患者等対応加算について】

外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱・その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、

発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を整えております。

【地域包括診療料および機能強化加算について】

当院では、「かかりつけ医」として、機能強化加算を算定しており以下の取り組みを行っております。

- ・受診されているほかの医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やコピーをさせていただく場合がございます。
- ・必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- ・健康診断の結果など健康相談および予防接種に関する相談に対応します。
- ・介護保険制度の利用などに関わる相談に対応します。
- ・介護支援専門員、相談支援専門員からの相談に対応します。
- ・体調不良時等、患者さんからの電話等による問い合わせに対応しています。
- ・状態に応じ、28日以上の長期投薬を行うこと又はリフィルが可能です。
- ・夜間、休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。
- ・在宅医療、往診を実施しています。

かかりつけ医機能を有する医療機関は、厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」から検索できます。

東京都 医療機関・薬局案内サービス ひまわり（24 時間対応） [TEL:03-5272-0303](tel:03-5272-0303)